

平成 28 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月8日

江南市議会厚生文教委員会会議録

平成28年12月8日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第114号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第115号 江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第117号 江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例の廃止について

議案第118号 江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定について

議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

第3条 繰越明許費のうち

臨時福祉給付金等給付事業

第4条 債務負担行為の補正

議案第121号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

行政視察報告書について

出席委員（7名）

委員長	森	ケイ子	君	副委員長	東	猴	史	紘	君		
委員	河	合	正	猛	君	委員	野	下	達	哉	君
委員	古	池	勝	英	君	委員	伊	藤	吉	弘	君
委員	中	野	裕	二	君						

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議長	鈴木	貢	君	議員	藤	岡	和	俊	君
----	----	---	---	----	---	---	---	---	---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗	本	浩	一	君	議事課長	高	田	裕	子	君
------	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---

主 査 長谷川 崇 君 主 任 梶 浦 太 志 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
教育長	村 良 弘 君
健康福祉部長	丹 羽 鉦 貢 君
教育部長	菱 田 幹 生 君
高齢者生きがい課長	石 黒 稔 通 君
高齢者生きがい課主幹	町 野 吉 美 君
高齢者生きがい課副主幹	栗 本 真由美 君
子育て支援課長	中 村 信 子 君
子育て支援課指導保育士	社 本 美恵子 君
子育て支援課主幹	鵜 飼 篤 市 君
子育て支援課副主幹	大 脇 信 之 君
子育て支援課副主幹	向 井 由美子 君
子育て支援課主査	石 田 哲 也 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝 瀬 隆 志 君
福祉課主幹	仙 田 隆 志 君
福祉課主査	瀬 川 雅 貴 君
福祉課主査	土 谷 武 史 君
福祉課主査	大 池 慎 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉 知 江理子 君
健康づくり課副主幹	長谷川 真 子 君
保険年金課長	今 枝 直 之 君

保険年金課主幹	前	田	茂	貴	君	
保険年金課副主幹	平	野	優	子	君	
保険年金課主査	加	藤	あ	か	ね	君

教育課長兼少年センター所長	稲	田		剛	君
教育課管理指導主事	熊	崎	規	恭	君
教育課主幹	梅	本	孝	哉	君
教育課主幹	中	村	雄	一	君
教育課副主幹	横	川	幸	哉	君
教育課主査	千	田	美	佳	君

生涯学習課長	茶	原	健	二	君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊	藤	健	司	君
生涯学習課主幹	大	塚	將	史	君
生涯学習課副主幹	大	矢	幸	弘	君

行政経営課主幹	平	松	幸	夫	君
行政経営課主査	山	口	尚	宏	君

○委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

きのう、おとといとそれぞれの委員会が開かれまして、きょうが最後ということになります。また皆さんの御協力、よろしく願いいたします。

それでは、市長さんがお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る11月24日に12月定例会が開催されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上、大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 それでは、きょうの委員会の日程でありますけれども、付託されております議案第114号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを初め6議案の審査を行います。委員会の審査が終わりましたら委員協議会を開催する予定であります。また、養護老人ホームむつみの視察も予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いをし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、無線マイクシステムの導入に伴い、質疑、答弁の際にはマイク前面のトークボタンを押してから発言していただきますようお願いいたします。

委員以外の方の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後

に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹及び副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外の間は退席していただいで結構であります。

議案第114号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長　それでは、最初に議案第114号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　議案第114号について御説明申し上げます。

議案書の61ページをお願いいたします。

平成28年議案第114号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の課税の特例について所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、62ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

64ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

議案第111号 江南市市税条例等の一部改正についてで説明のありましたとおり、所得税法の改正に伴い、台湾の機関からの利子等または配当等の支払いを日本に居住する者が受けた場合、これらに係る所得につきましては申告分離課税等により個人住民税の所得割が課されることとなり、国民健康保

険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額においても、これらに係る所得を含めるものでございます。

そうしたことから、附則第11項は特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例について、附則第12項は特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について新たに規定するもので、第13項以降につきましては2つの項を追加することによりまして繰り下げるものでございます。

恐れ入りますが、63ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項は施行期日を規定するもので、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分を規定するもので、この条例による改正後の江南市国民健康保険税条例附則第11項及び第12項の規定は、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものでございます。

以上で、議案第114号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　いろいろと説明を聞いても、しっかりと理解できていない部分があるんですけれども、ざっくりと、今まで何となく利子所得とか配当所得というのが国民健康保険税を徴収する分に反映されてなかった部分をしっかりと反映して国民健康保険税を課税していくというような内容なのかなあという認識なんですけれども、何となくそれでよろしいんでしょうか。

○保険年金課長　取り決めが締結される前までは、日本で所得が生じた場合には、配当や利子の所得に対しては、一部15%のものもありましたけれども、基本的には源泉20%が徴収されていたものでございます。議案第111号の江

南州市税条例等の一部改正におきまして、台湾の機関からの利子等または配当等の支払いを日本に居住する者が受けた場合、これらに係る所得について申告分離課税等により個人住民税の所得割が課されることになったことに伴いまして、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額においても、個人住民税の所得割と同様に、これらに係る所得を含めることとなったものでございます。

○中野委員　　そうやって所得とかいろいろ反映していくという形だと思うんですけども、どう今後それを課税していくよう形で判断していくのか。今まで配当だとか何とかという記入する書式があったのかなかったのか、それを課税していくのにどう反映するようにしていくのか。

○保険年金課長　　申告書の様式等につきましては、税務課に確認しましたところ、まだ国のほうから伺っていないということで聞いておりますけれども、今現在、利子配当の欄を使うのか、もしくは新たに特例適用利子配当の欄を設けるのか、その辺はまだ定かでないというように伺っております。

○委員長　　これと同じような課税というのは、ほかの国とのやりとりの中では行われているわけですか、既に。今回、台湾との関係だけですけど。

○保険年金課長　　租税条約等の取り交わしというのは、もともと今ございまして、今月の12月1日現在で66本ございます。

○委員長　　66本というのは、66カ国というふうに理解していいですか。

○保険年金課長　　さようでございます。66本というのは条約の数でございます。対象は国と地域とそれぞれございますので、国・地域という範囲で判断いたしますと107となっております。

その中におきましては、基本的には相互取り決めで交わした税率以外に、我が国の国内法で適用する20%の源泉徴収税率を課す形となっているものです。

○委員長　　今回の台湾だけが特別なの。

○保険年金課長　　そうです。今回の日台民間租税取決めが特別で、1本1地域という内容になっております。

○委員長　　ほかにありませんか。

もとがあつての、市税条例があつての、それを受けた国保の改正ですので。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分　休　憩

午前9時42分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を行います。

議案第114号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第115号　江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第117号　江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例の廃止について

○委員長　続いて、議案第115号　江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、議案第117号　江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例の廃止についても関連がありますので一括審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第115号及び議案第117号を一括して審査いたします。

なお、議案の審査に当たり参考資料の提出も依頼をしてありますので、補足説明とあわせてよろしくお願いをいたします。

〔資料配付〕

○委員長　それでは、補足説明をお願いします。

○教育課長兼少年センター所長　議案第115号について御説明いたしますので、議案書の67ページをお願いいたします。

平成28年議案第115号　江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、江南市横田教育文化事業基金の管理及び処分について見直しを図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、68ページをお願いいたします。

江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、69ページをお願いいたします。

江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

題名を江南市横田教育文化事業基金の設置及び管理に関する条例から江南市横田教育文化事業基金の設置、管理及び処分に関する条例に改めるものでございます。

第3条では、基金の財産の種類について改めるものでございます。第1号は国債証券（額面総額5,000万円）を有価証券に改め、国債証券以外の有価証券も財産とすることを規定し、第2号は第5条の規定により積み立てて現金を現金に改め、国債証券の償還金などを現金として財産とすることを規定するものでございます。

第5条では、基金の運用から生ずる収益は、江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出予算に計上して、教育文化事業の経費に充てるものとし、余剰金のある場合は、基金に積み立てることができるものを基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとするに改めるものでございます。

第6条では「第3条第2号に規定する」を削り、これまで国債証券の利息

で事業を運営していたものを国債証券の償還金などを事業の財源とすることを規定するものでございます。

第7条は委任について規定しており、「運用」を「処分」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、68ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第115号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第117号について御説明をいたしますので、議案書の72ページをお願いいたします。

平成28年議案第117号 江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例の廃止についてでございます。

江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、江南市横田教育文化事業基金の運用の見直しを図ることに伴い、江南市横田教育文化事業を一般会計において経理するため、江南市横田教育文化事業特別会計を廃止する必要があるからでございます。

はねていただきまして、73ページをお願いいたします。

江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例（案）でございます。

昭和58年条例第17号で制定いたしました江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例を廃止するものでございます。

附則でございます。

第1項、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、廃止前の江南市横田教育文化事業特別会計設置に関する条例の規定による江南市横田教育文化事業特別会計の平成28年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第117号の説明を終わらせていただきます。

なお、江南市横田会計文化事業についてという参考資料をお席に配付させ

ていただきましたので、御参照くださいますようお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　　今までの経過について参考資料が配付をされましたので、これもあわせて御参照いただきたいと思いますが、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古池委員　　基金は基金としてあって、特別会計をなくすということですね。

○教育課長兼少年センター所長　　そのとおりでございます。

○古池委員　　そうしますと、事業のときに要る費用ですね、これは一般会計で入るということなんですか。どういうことになるわけですか。基金があつて利息が出ますね。どういう使い方になりますかね。

○教育課長兼少年センター所長　　一般会計に移りましても、この事業の財源としては横田教育文化事業の基金を使うことになります。基本的には、委員おっしゃったように、国債の利息、運用益を事業の財源とさせていただきますが、今回、利息だけでは足りなくなりますので、事業運営ができなくなりますので、国債の元本から事業の一部を使わせていただくというものでございます。

○古池委員　　そうしますと、国債は1,000万円が3本で2,000万円が1本ですか。例えば100万円足りないというのと、1本を取り崩しちゃってそれを使うと。残りはどういうふうになるわけですかね。

○教育課長兼少年センター所長　　残りのものは国債の満期まで、当然そのまま国債として運用していく予定でございます。

○古池委員　　どういうこと。満期まで崩せないということ。

○教育課長兼少年センター所長　　4本ございまして、一番直近に満期となるものが来年ございまして、それは満期になります。それを現金化いたします。残り3本はまだ満期が先ですので、そのまま国債のまま保有として、国債の運用益は基金に積み立てていくということでございます。

○古池委員　　さっき言ったように、1,000万円が3本でしたね。1,000万円が来年満期が来るわけだね。その中とプラス利息と、その中で事業を行うと。作文コンクールと図書館の図書ですか。その場合に、残ったらまた戻して、また国債を買うわけですかね。

- 教育課長兼少年センター所長 1本、来年満期になりまして、現金化いたします。それにつきましては、これからどのような形で運用していくかということは検討していくことになろうかと思いますが、主には定期預金だとか、そういったもので運用していくことになろうかと思います。
- 古池委員 毎年の事業は、今の果実というんですか利息の中ではこれからはやっていけないということになるわけですね。
- 教育課長兼少年センター所長 そのとおりでございます。
- 古池委員 わかりました。
- 委員長 実際に平成27年度が124万1,838円、平成28年度が123万4,700円事業費がかかっているんだけど、運用益、今までいくとどのぐらい足りないんですか。
- 教育課長兼少年センター所長 平成28年度の運用益の見込みでございますが、45万円ほどとなっております。
- 委員長 運用益だけだと45万円、今までの若干の繰り越しで平成28年はもったと。やれたと。
- 教育課長兼少年センター所長 そのとおりでございます。
- 委員長 そうすると、今まではとにかく運用益だけでやってきた事業に、いよいよ元本に手をつけるということになると、どんどんこの5,000万円が減っていくわけだね。減って行って、最終的になくなってしまう可能性もあるわけなので、それは何年後かわかりませんが、そういうことについて一定の見通しというのがあるのかどうかということと、遺族の了解が得られているのかどうかということはどうですか。
- 教育課長兼少年センター所長 今後何年ぐらいこの基金だけで運用できるかというのはちょっと難しいところではございますけれど、今後の経済状況によって、運用益、利息、利率が上がってまいりますと、ひょっとするとこの先また運用益だけでできる可能性もございますし、このまま低金利が続いてまいりますと、元本を毎年毎年取り崩していくということになってまいります。

遺族の御了解につきましては、平成27年の12月に前石井教育長が遺族の方と東京で面談をいたしまして、今のような御了解を得ております。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 55 分　休　憩

午前 9 時 55 分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれ議案ごとに行います。

まず、議案第115号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それで、今配りましたこの資料ですけれども、長い間の経過がありますので、これを議場配付にしていきたいと私は思っているんですけれども、どうでしょう。

〔挙手する者なし〕

○委員長　よろしいですね。では、議場配付の扱いにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第118号　江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定について

○委員長　続きまして、議案第118号　江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

- 子育て支援課長　それでは、議案第118号について御説明申し上げますので、議案書の74ページをお願いいたします。

平成28年議案第118号　江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は江南市立古知野児童館及び江南市立藤ヶ丘児童館で、指定管理者は特定非営利活動法人キッズサポート江南、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、古知野児童館及び藤ヶ丘児童館に係る指定管理者の指定期間が平成29年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の管理及び運営に関する協定書（案）を75ページから81ページに、また江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理者業務仕様書（案）を82ページから88ページに掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　2点だけ質問させていただきます。

まず1点目は、今回、キッズサポート江南さんが平成21年度から3期目ということでありますけれども、またこのキッズサポートさんは今回だけということなんですけれども、このような例えば団体ですね、ほかにどのぐらいあった中で、このキッズサポートさんを選ばれたのかをお聞きしたいんですけれども。

- 子育て支援課長　指定管理者をお引き受けいただけるかどうかということでは判断できませんけれども、市のほうで御登録されているNPO法人の子育て支援・子供育成に関する部門に御登録されている団体は、キッズサポート江南を含めて24団体ということでございます。

- 伊藤委員　わかりました。

これに関しては山議員がしっかり議案質疑されましたので、余り質問することはないんですけれども、もう1点だけです。

今回、修繕が各年度30万円おのおの計上されております。実際この建物自体も、指定管理は平成21年なんですけれども、概要を見ますと、建物が多分もうちょっと古いような気がするんですけれども、当然、江南市も長寿命化で、外壁塗装とか、空調設備改修とか、いろんなそういう計画をなされているんですけれども、古知野児童館と藤ヶ丘児童館に関してはちょっと建設年度がわからないので申しわけないんですけれども、その辺の計画があるかどうかとか、あとこの修繕内容の中で、30万円使わなかったら戻ってくるよというような、一応戻すような形の協定書になっているんですけれども、例えばどこまでが30万円で作るのか、ある程度たくさんかかった場合には市の持ち出しをせないかんとか、その辺の線引きというか、何かその辺のところはあるでしょうか。

○子育て支援課長 古知野児童館と藤ヶ丘児童館の大規模改修に係る計画そのものは、比較的建設年が新しいですので、長寿命化に係る外壁塗装だとか空調改修だとかという具体的な予定は現在は持ってはおりません。

修繕費に係る具体的な線引きということですが、基本的には5万円を超える部分については、市と協議をして市のほうが行うというふうな規定を持っております。30万円を限度ということで協定書のほうにも書かせていただいておりますが、具体的には簡易な、水道が壊れたとかガラスが割れたとかというような軽微な修繕が主な指定管理者の負担というふうに考えております。

○委員長 ほかにありませんか。

○野下委員 わからんことがちょっとあるんですけど、今回の指定管理料の総額がありますけれども、各年度もありますけど、この中に当然ですけど、この仕様書の中にもあるように、人件費とか、管理費とか、事業費とか書いてありますよね。その中の人件費というのが入っているんですけど、今回のここのキッズサポート江南さんで指定管理をする児童館が2つあるんですけど、人数は何人で簡単に言うと算出されていらっしゃるんですか。

○委員長 資料をきょうお願いしてあるので、何人なのかとか、法人の体制ですとか、その辺を出していただけるとわかりやすくいいかと思うんです

が。

[資料配付]

○委員長 若干説明していただけますか。

○子育て支援課長 こちらは、現状の人員体制ということで名簿のほうを作成していただいております。古知野児童館につきましては、現在、学童保育を実施しておりますので、学童保育に従事していただいている方も含んでという状況でございます。

最初に役員構成でございますが、理事長はことしの総会で選任をされてということで、ことしから理事長を務めていただいております。

副理事長につきましては、9月の委員協議会の事業報告の中では2名ということで御報告させていただいておりますが、1名の方、御高齢で御退任をされておまして、現在副理事長は1名ということでございます。

理事の方は4名、監事の方が1名ということで、役員はこの人数になっております。

先ほど申し上げたように、各児童館の職員体制は、この名簿で実施をしていただいているということでございます。

○委員長 参考までに、これは現状だということですか。それと、そうすると古知野児童館で実際に学童保育にかかわっている職員は、何人充てているんですか。

○子育て支援課長 学童保育に係る人員は、学童保育の市のほうの条例の規定によりまして支援の単位40人につき2人ということでございますので、4名体制で実際に実施をしていただいているという状況でございます。

○委員長 それじゃあ、こういうことを前提にして質問を続けてください。

○野下委員 こういう名簿で、ありがとうございます。このキッズサポート江南の会員数というのは出ていますよね、たしか。それをちょっと教えていただけますか。

もう1点、それとここに全部名前が載っていますけれども、そういう方が全部、会員の方が携わって見えるかどうかもあわせて。

○委員長 キッズサポートの会員の数と、その関係ですね。

○子育て支援課長 現状、従事していただいていない方で会員になっていら

っしゃる方はお見えにならないということでございますので、この名簿に登載されている方が会員ということでございます。

- 野下委員 アルバイトの方は除くんですか。
- 子育て支援課長 アルバイトの方は除きます。
- 野下委員 そうすると、何名になるのかな。11の7の18の23名ですか、理事長を入れて。違いますかね、ここであるのは。
- 委員長 キッズサポートの会員の数ですか。
- 野下委員 ここで携わる方は23名ですかね。違いますかね。
- 委員長 職員体制。
- 野下委員 まずそこでちょっと聞きたいんですけど。
- 子育て支援課長 21名でございます。
- 野下委員 何でお聞きしたかといいますと、21名の方が会員という形でここに全部携わられるというお話だったんであれですけど、会員自体も、じゃあ21名ですよ。
- 委員長 会員はこの上の役員も入る。
- 野下委員 入りますね。
- 子育て支援課長 入って21名です。
- 野下委員 わかりました。

例えば、多分年によって会員数の変動が可能性があるとは思いますが、間違っていたら言っていただければいいんですけど、江南市のホームページ等の中、市の協働ステーションWebというのがあると思うんですね。そのこの会員数を見ますと、総計で24人という数字が目についたんです。当然、理事長を入れましたね。キッズサポート江南さんの独自のホームページを見ると23人というように出ているんですけど、その辺の数字というのは、変動があって、そして今回21名になっているのか、その辺というのはどこの人数が本当の数字で、この契約の人数というのはこれで本当にいいのかどうか。その辺、どういうふうに考えておけばいいですか。

- 子育て支援課長 今の協働Webのほうの会員は、恐らく更新年次が、私も更新年次を確認しておりませんので、その24名という登録者数というのが現状の登録の状況と違うということと、ホームページのほうは恐らく最新の

状況ではなくて、4月1日か6月1日のときの更新のものだったように記憶しております。

- 野下委員　　ということは、変更があったりするから当然出てくるんですけど、ただこういう公表されている数字も、あわせてこの際更新していくということをお願いしておきたいと思えますし、21名で間違いはないということで、確認でよろしいですか。
- 子育て支援課長　　そのあたりは、再度確認させていただいて御答弁させていただきます。
- 委員長　　ほかにありませんか。
- 中野委員　　これは山議員がいろいろ質問されていたと思うんですけども、以前直営から指定管理になってサービスが大分充実したということだったと思うんですけども、議案質疑の中で国際交流のほうに協力してもらってというような答弁だったと思うんですけども、その中で今具体的な行事というのはどんな形のものがやられているのか教えていただきたいんですけども。
- 委員長　　国際交流。
- 中野委員　　国際交流に協力してもらって、いろいろとイベントなりサービスをやっているという答弁だったと思うんですけども、具体的な例を挙げて教えていただきたいなと思うんですけど。
- 子育て支援課長　　山議員さんの御質問の中でもお答えさせていただいた国際交流との活動については、外国語の教室を開いたり、多文化共生の事業の中で外国からお見えになった方を児童館等にお招きして交流の場を設けたりというような活動を藤ヶ丘と古知野児童館でそれぞれ事業としてされているということでございます。
- 中野委員　　その中で、一つの指標になるかと思うんですけども、来場者が平成27年度では古知野が1万2,000人ぐらいで、藤ヶ丘が1万4,000人ぐらいというふうには聞いたんですけども、この推移というのは今どうなっているのかをお聞きしたいんですけども。
- 子育て支援課長　　今、具体的な過去の利用者数の数字を持ち合わせておりませんので申しわけございませんが、今の多文化共生の個別の事業というこ

とではなくて、御答弁させていただいたのは、各事業に実際に参加されるのではなくて、放課後に自由な児童館活動の中で来場していただいた児童数ということで、御報告の数字は、本会議のほうでは御答弁させていただいた数字でございます。

- 中野委員 議案質疑の中で山さんも言われていたんですけれども、直営と指定管のコストの削減幅が大分薄れてきているというようなこともあったと思うんですけれども、それについてどのようなお考えなのかお聞きしたいんですけれども。
- 子育て支援課長 指定管理者のメリットの中に経費削減ということで、一つの柱として指定管を進めていく理由に掲げているということも事実でございますので、実際に削減効果が下がってきているというのは、どうしても経費の比較の中で職員体制、市のほうの職員の給与ベースと指定管理者が運営する職員の給与ベースというのが比較対象になってくるということで、それ以外に通常の施設運営にかかる費用というのは、そんなには指定管で運営するものと市の運営するものというのは大きく変わるところがございませんので、職員体制の比較ベースの中で、その差額が下がってきているという状況でございます。
- 中野委員 今、指定管理料が2,285万円ということだと思っておりますけれども、現状消費税が8%ということで、今後10%になったら、この辺はどうなっていくのかお聞きしたいんですけれども。
- 子育て支援課長 消費税に係る費用については、必要な経費を計上していくという考えでいきたいと思っております。
- 中野委員 以前、藤ヶ丘とか古知野児童館を見に行ったときに図書が結構置いてあったんですけれども、かなり古かったり冊数が少なかったりというような状況があって、その辺の図書の充実も図っていただきたいなあと、最後これはちょっと要望して終わりたいと思います。
- 委員長 実際には2,285万円、年間ですね。図書の購入費というのはどのぐらいを見ている。収支内訳書が出てないもんだから、個々によくわからないんだけど。
- 子育て支援課長 個別の消耗品で購入していただく費目になるかと思いま

すが、児童書の購入費用については、今年度と同等の事業計画を御提出いただいているというふうに認識しておりますので、今年度の図書購入費につきましては、各施設……。ちょっと失礼します。

失礼いたしました。図書購入費は平成28年度の予算で12万円を計上されているということでございますので、同程度の予算を計上されるということだと想定しております。

○委員長　ほかにありませんか。

1つだけ、この2,285万円の年間の指定管理料の中の古知野児童館と藤ヶ丘児童館というのはそれぞれ幾ら、どういうふうに見ているんですか。

○子育て支援課長　古知野児童館分といたしまして1,223万5,000円、藤ヶ丘児童館分といたしまして1,061万5,000円でございます。

○委員長　ほかにありませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分　休　憩

午前10時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を行います。

議案第118号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第119号　平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

第3条　繰越明許費のうち

臨時福祉給付金等給付事業

第4条 債務負担行為の補正

○委員長 続きまして、議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出、第3条 繰越明許費のうち、臨時福祉給付金等給付事業、第4条 債務負担行為の補正を議題といたします。

審査方法につきましては、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算のうち、福祉課所管の補正予算について御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は2,577万8,000円でございます。

内容につきましては、103ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

障害者福祉サービス給付事業は、障害者自立支援給付事業で1,918万円の補正をお願いするものでございます。これは、生活介護事業及び訓練等給付事業における利用者が当初予算での見込みより増加していることなどによるものでございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

次に、自立支援医療給付事業は、障害者自立支援医療給付事業で659万8,000円の補正をお願いするものでございます。これは、障害者自立支援医療給付費におきまして、当初予算での見込みより給付額が増加したことなどによるものでございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

2枚はねていただきまして、106ページ、107ページの上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は2億6,558万2,000円でございます。

内容につきましては、107ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

臨時福祉給付金等給付事業で2億6,558万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは、国の補正予算成立を受けまして、平成26年4月に実施されました消費税率の引き上げに伴う影響を緩和するため、再度、低所得者世帯に対しまして臨時福祉給付金を給付するものでございます。この事業費の増額分に対しましては、全額国庫補助金が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

なお、年度内に事業を完了することができないため、費用の一部について繰越明許費をお願いするものでございます。

また、別冊の平成28年度12月補正予算の説明資料の8ページに事業の概要などを掲げておりますので、御参照いただきたいと思います。

福祉課の説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけまた御質問させていただきます。

103ページの障害者福祉サービス給付事業の中で障害者自立支援給付事業の扶助費で生活介護事業費があるんですけども、これは膨らんでいるんですけども、非常に自立支援が難しいんですけども、介護給付というと居宅介護とか短期入所とかたくさんあるんですけども、この生活介護、通所介護だと思っておりますけれども、この事業所というんですか、受け入れる事業所というのがあって、利用者がふえて、またこの金額がふえたのか、その辺

のところの内訳というのはわからないものですかね。お願いします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 生活介護のサービス提供を行う市内の事業所でございますけれども、まず平成27年の当初あたりからになりますけれども、1事業所、村久野町藤里地内にハピネス藤里という事業所がふえました。利用定員は20名でございます。

それから、平成28年度に入りまして、今度は小郷町の地内でございますが、生活介護サービスポッケという事業所が新たに開所をいたしました。こちらも利用定員が20名でございます。

こうしたことで、市内の事業所のほうがふえてきておるといふ要因もございまして……。

- 委員長 合わせて幾つになりますか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 合わせて20名・20名の40名でございます。

- 委員長 今までは。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 今までは、ときわ作業所が55名、それからライフサポートおりーぶが20名、それからくるみの里が28名、それからたけのこ作業所が20名、以上の4事業所ございました。

- 伊藤委員 4から6事業所にふえたということで、それも関係しているということですよ。

あともう1点なんですけれども、107ページの臨時福祉給付金なんですけれども、この中でちょっとわからないのが、賃金の中で臨時職員等の賃金があって、またその下で役務費の中で人材派遣手数料ということで2つあるんですけれども、何で2つの種類というんですかね、一律で派遣だけで上げてもいいような気がするんですけど、また逆に臨時さんだけで上げてもいいような気がするんですけど、二通りに分けてある理由とか、人数とかもわかれば教えてほしいんですけど。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 臨時福祉給付金の事業の中で、人材派遣手数料というところで人材派遣会社のほうから派遣をしてもらっています。まず、この人材派遣を使う理由といたしましては、臨時福祉給付金の中でシステムを使っておりますが、対象者を絞って御案内のお手紙を発送する

んですけれども、このための準備の段階で、各税務情報を参照しながら、市県民税が非課税の方の中で課税をされている方の扶養家族に当たる方というのをフラグを立てていって除外するような作業をシステム上でやる必要がございます。こういった作業に当たりましては、そうしたシステムを使いなれた人材が必要だということで、人材派遣の会社から派遣をしてもらっているという状況でございます。

人数につきましては、人材派遣の部分で、一番忙しい時期ですね、今回の臨時福祉給付金などでいくと、3月、4月とか、準備段階の2月からとか、その辺になりすけれども、最大で6名ほどの派遣をしていただくことを予定しております。

なお、臨時職員につきましては、システムを使うということよりは、受け付け業務であるとか、その後の書類上の審査であるとか、添付書類がついているかどうかとか、そういった作業をやっていただくことを想定いたしまして、こちらの臨時職員につきましては最大で5名をお願いする予定でございます。

○伊藤委員 業務内容によって臨時職員と人材派遣の職員を分けているということですよ。そういうことですよ。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい。

○伊藤委員 わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

○河合委員 103ページの訓練等給付事業でA型・B型の事業所がありますよね。今、市内にどれぐらいあります、A型とB型。わかりますか、事業所数。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 訓練等給付事業の中で就労継続支援という体系がございます。この就労継続支援というのはA型・B型という2つに分かれております。A型といいますのは、雇用契約を結びまして、働いた時間によって時間給をもらう形の事業所、それからB型といいますのは、従来の授産施設というものです。時間に関係なく工賃をもらうというような形の事業所でございます。

現在、A型の事業所が市内には5カ所ございます。それから、B型の事業

所は市内には4カ所でございます。今回補正をお願いしておる部分で、就労継続支援の利用がふえておるということで御説明を本会議の中でもさせていただいたところでございますけれども、A型の事業所の利用者というのは、市内事業所に限らず近隣の他市町の事業所の利用者も含めてふえておりますけれども、もう1つ要因としましては、B型のほうもふえておりました、実を言いますと平成28年度に入りましてから赤童子町の地内にF e e lという事業所が定員20名で開設をいたしております。こちらの利用者さんも平成28年度に入りましてからふえておるというところで、A型・B型ともに利用者数がふえているという状況でございます。

○委員長 最後のF e e lというのは何人でしたか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 利用定員20名のB型の事業所でございます。

○委員長 ほかに。

○野下委員 臨時福祉給付金ですね、この説明の8ページのところで、わかる範囲で、予定と書いてあるんですけど、スケジュールで3月に送付、受け付け、審査、給付開始とありますけど、わかる範囲でこちら辺のところ、詳細のところがもしわかっていれば教えてもらえますか。発送が何月ぐらいで、給付がどれぐらいで。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 実施スケジュール等と(5)のところに記載をしております。まず、補正予算の議決をいただきましたら、早急にシステム上の改修事業を発注いたしまして、年明け1月から発送準備を開始いたします。3月初旬から、2月末にできればやりたいんですけども、対象者に対して御案内のお手紙を発送するという形でございます。申請書の受け付けは3月1日から始めさせていただきたいと思っております、受け付け順に随時支払いのほうを始めていきたいということでございます。

いつまでやるかということでございますけれども、国の要領からいきますと、受け付け期間は3カ月から6カ月までの間で設定しなさいということになっておりますので、最大でいけば8月末までということにはなりますけれども、現在やっておる給付金も、8月からやり始めてこれで5カ月目に入っておりますが、ほとんど来られる方もお見えにならないというところと、そ

れから近隣の市町ではもっと短い期間で受け付けを済ませているというところもございますので、そういった状況も勘案しまして、何とか7月末ぐらいまでの期間でできないかなと思っておるところでございます。

○野下委員　もう1点、給付開始というのは多分市がやるんじゃないと思いますが、大体どれぐらいから給付開始の予定になっているかわかりますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　振り込みに関しましては、市のほうの一般会計予算のほうから振り込みをしていきます。先ほども申しましたが、後ほど10分の10が国からもらえるというような形で振り込みをしていきます。

期間でございますが、書類の申請受け付けをいたしまして、その後、要件に合っているかどうか、書類が整っているかどうか審査をさせていただいて、実際に申請者の方の口座へ振り込みができるまで最短で2週間程度の期間ということでございます。

○委員長　ちょっと話があちこちになっちゃっていますので、臨時福祉給付金についての質疑に最初に絞っていきたいと思いますけど。

○野下委員　もう1点いいですか。1人でしゃべっていて済みません。

スケジュールは今お聞きしました。それから、対象者はここに書いてありますので、これは現在受け付けされてらっしゃる臨時福祉給付金と対象は同じだったと思うんですけども、そうですね。まずね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　そのとおりでございます。

○野下委員　さっき伊藤委員さんがおっしゃっていた人材派遣手数料の中で、扶養がついている人とかを削除せないかんからという話があったんですけど、実際に同じ対象であればデータベースは残っているんじゃないですか。改めてこの派遣は要るんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　税務情報は同じ平成28年度の住民税情報を使いなさいということで、対象者が全く同じになるかといいますと実はそうではなくて、税務情報には異動がございます。修正申告で非課税の方が課税になったりとか、そういったものがございますので、再度これはチェックをかける必要があると考えております。

○委員長　ほかにありませんか。

この繰越金がこんなに、2億4,000万円のうち1億2,000万円繰り越すんで

しょう。内訳が何かどこかにありましたけど、大体半分3月中に支払いができるということですか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 繰越明許をお願いする1億2,019万5,000円の内容でございますけれども、まず3節の時間外勤務手当、それから7節の臨時職員等賃金につきましては、これは平成28年度内の部分だけでございます。平成29年度にまた新たに時間外勤務手当、臨時職員等賃金が必要になるわけでございますが、この部分についてはまた3月議会で平成29年度当初予算をお願いをいたします。

それから、11節需用費から14節使用料及び賃借料までのいわゆる事務費の部分についてですけれども、こちらはこの事業の進行に伴いまして支出の時期などを勘案いたしまして、それぞれの繰越額を決定しておるものでございます。合計といたしまして、1,519万5,000円という金額を予定しております。

また19節、実際に申請者の手元へ行くお金の給付金の部分でございますが、これまでの臨時福祉給付金給付事業の実績などを見ますと、申請の受け付け開始、ことしは3月になるんですけれども、そこから1カ月間の中に大体56%ぐらいの方がお見えになるというようなことで、56%程度ということで3月中には申請をいただけるだろうということで、残りの費用の44%程度を繰越額としておるものでございます。

- 委員長 ほかにありませんか。福祉給付金じゃなくて、障害者のほうもよろしいですか。ちょっと途中で切っちゃいましたけど。

[挙手する者なし]

- 委員長 それでは、福祉課につきましては以上であります。

続いて、子育て支援課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

- 子育て支援課長 補正予算のうち、子育て支援課所管の予算について御説明させていただきますので、議案書の96ページ、97ページの上段をお願いいたします。

子育て支援課所管の歳入でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金108万4,000円及び児童扶養手当支給費負担金425

万円でございます。

次に、14款1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金54万2,000円でございます。

次に、14款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金で、施設型給付費等補助金63万9,000円でございます。

続きまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費で、補正予算額は1,626万2,000円でございます。内容につきましては、105ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子ども・子育て支援推進事業は、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対する施設型給付費で、対象となる江南第二幼稚園等の利用者が当初見込みよりも増加したため、351万1,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、この事業に対しましては、特定財源として国庫補助金、県負担金及び県補助金が措置されますので、歳入予算に計上しております。

児童館指定管理事業につきましては、議案第118号で御説明させていただきました古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の指定管理に係る債務負担行為をお願いするもので、期間は平成28年度から平成33年度まで、限度額は1億1,425万円でございます。

児童・遺児手当等事業につきましては、児童扶養手当の受給者のうち、所得に応じて変動する一部支給者の支給額が見込みよりも増額となったためなどにより、扶助費を1,275万1,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、12月の支給分については流用にて対応させていただいております。補正予算をお認めいただいた後、流用戻しをさせていただきます。

この事業に対しましては、特定財源として国庫負担金が措置されますので、歳入予算に計上しております。以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 中野委員 議案質疑で幾つか質問されていた内容とちょっと重複しますが、ごめんなさい私、聞き漏らしたことがありますので、再度、支給額と支給人数を教えてくださいたいんですけれども。
- 委員長 児童扶養手当。
- 中野委員 ごめんなさい、児童扶養手当のほうで。
- 子育て支援課長 各年度の4月の時点の受給者数と執行額のほうを本会議のほうで申し上げております。平成25年度4月時点で受給者数822人、支給額が約3億8,600万円、平成26年度受給者数800人、支給額約3億7,560万円、平成27年度受給者数773人、支給額約3億6,600万円、平成28年度4月時点の受給者数が752人ということで、受給者数は減少傾向にあるというふうに答弁させていただきました。
- 中野委員 その中でも議案質疑の中で母子世帯が9割以上ということだったと思うんですけれども、再度、世帯の種類と受給理由をお聞きしたいんですけれども。
- 子育て支援課長 受給世帯の種類としては、本会議でも御答弁させていただいた母子世帯、父子世帯、その他世帯という種類でございます。その他世帯としては、母子・父子に当たらない祖父母が養育者として受給している場合などがあるというふうに御報告させていただいております。
- 受給世帯の種類の割合でございますが、平成28年11月の受給者数が790人でございますので、その内訳で申し上げますと、母子世帯が738人、93.4%、父子世帯が34人で4.3%、その他世帯が18人で2.3%という割合でございます。
- また、受給理由でございますが、離婚によるものが697人、88.2%、死別によるものが7人、0.9%、未婚のひとり親が46人で5.8%、父または母が障害が18人で2.3%、その他が22人で28%という状況でございます。
- 中野委員 先ほど障害というところがあったんですけれども、その障害の程度というか条件も聞かせてもらいたいんですけれども。
- 子育て支援課長 児童扶養手当の受給対象として認定される父または母の障害の程度ということでございますが、国民年金法または厚生年金法による障害の1級の年金を受給されている方、または身体障害者福祉法、身体障害者手帳の所有者の1級または2級程度の障害をお持ちの方ということになり

ます。

○中野委員 6月でも補正で出ていたと思うんですけども、再度また補正で出てきたのはどういう理由なのか、お聞きしたいんですけども。

○子育て支援課長 予算が不足したということで、先ほど最初の御質問で御答弁させていただきましたように、受給者数が年々減少しているということで、当初予算の計上に当たりましては減少傾向を見込んだ人数で当初予算を計上させていただいたんですが、結果、過去の減少傾向によるものとは今年度の受給者数の推移が、減少傾向にないと、減少の状況にないということで、平成27年度の実績の延べ受給者数ぐらいの受給人数がある見込みということで、6月の補正で上げさせていただいたのは、当初予算の受給人数の見込みで推計をさせていただいて6月の補正を上げさせていただいたんですが、それでは12月の支給に不足が生じているということでございます。

具体的には、当初予算では9,105人ということで受給者数を見込んでおりましたが、今回の補正で上げさせていただいたのは9,448人分の延べ受給者数ということで計上させていただいたということでございます。

○中野委員 見込んでいたものよりも減少しなかったということだったと思いますけれども、その辺をしっかりと計画して予定していただきたいと思えます。

私のほうは以上です。

○委員長 この受給者以外の母子・父子家庭という、いわゆる所得を一定数超えた数というのは何人ぐらいわかりますか。そちらでわかるんですか。それはわからない。

○子育て支援課長 現在ちょっとその数字を持ち合わせておりません。

○委員長 何%が所得制限を超える世帯なのかというのがわかるといいかなあと思ったんですけど。後でもしわかれば教えてください。

ほかに。

○伊藤委員 その上の特定教育の関係なんですけれども、保育事業というところで、施設型給付費ということがあるんですけども、先ほど江南第二幼稚園の人数がふえたということで、その人数をまた教えてほしいのと、江南第二幼稚園と言われたんですけども、ほかに対象の幼稚園があるのかとい

うことと、僕もよくわからんで申しわけないですけども、特定教育という、その辺の意味というか、その辺の何か指定されている条件というのがあるわけでしょうか。

○子育て支援課長　　まず、江南第二幼稚園の現在の利用人数につきましては、11月1日現在で121名の御利用をいただいているということでございます。

江南第二幼稚園以外の施設ということですが、江南市の子供が利用している新制度に移行した私立の幼稚園というのは、岩倉市にありますゆうか幼稚園というところの現在は2園ということで、岩倉市のゆうか幼稚園には現在6名のお子様利用しているということでございます。

新制度に移行した施設のということですが、こちらは私立の幼稚園に限って申し上げますと、私立の幼稚園は従前ですと文部科学省の所管の認可を受けた施設ということで運営されてまいりましたが、平成27年4月に施行されました子ども・子育て支援法に基づいて、新たな運営費補助の形態として新制度に基づいてそちらに移行するかどうかという私立の幼稚園に対する意向調査がございまして、江南市内でいえば江南第二幼稚園が移行するというところで、新制度に基づいて今回、施設型給付費を支給する施設として運営されているという状況でございます。

○委員長　　補正予算になったということは、121名、当初は何人を見ていたんですか。

○伊藤委員　　当初は、江南第二幼稚園も含めまして、他の新制度に移行する幼稚園も含めまして、延べで1,440名分、120名の12カ月分ということで見込んでおりましたが、江南第二幼稚園だけで120名を超える利用者があるということで、予算に不足が生じたということでございます。

○野下委員　　関連で、今の江南第二幼稚園が新しい制度に移行して利用者がふえたということなんですけど、これはこの制度が従来の幼稚園の形態から変わって利用しやすくなったというような形で多くなられたとか、その辺はどういうふうに考えてらっしゃいます。

○子育て支援課長　　これは私立幼稚園のほうの運営費補助の形態が変わったということでございますので、幼稚園の建学の精神だとか運営方法だとかというものが大きく変わったということではございませんので、幼稚園のほう

の経営に賛同されて利用される方がふえたということで、利用者増につながったのかなと想定しております。

○野下委員　今後ですけど、新制度になったときには移行されてらっしゃるんですけど、今後、年度のかわるぐらいからでも、ほかの幼稚園でもしそういうことが希望されれば、そういうほうに移行することはできるんでしょうか。また、そういうお話とか動きはあるんでしょうか。

○子育て支援課長　毎年、新制度に移行するかどうかということの調査をさせていただいております。いつでもと言うと語弊がございますけれども、新制度への移行については変更することは可能でございますが、予算もございますので年度の切りかえの際でお願いしていくということでございますが、現在、移行について検討したいというような幼稚園もございますが、来年度、再来年度、具体的にいつから新制度に移行するという幼稚園は、江南市内では具体的にはお聞きしてないということでございます。

○委員長　ほかにありませんか。

○古池委員　関連です。新制度へ移行のためというか、一番大きな利点といえますか、そういうものはなんでしょうということと、それからもう1つは、対象は4・5・6歳児、いわゆる幼稚園の4歳、5歳、6歳が対象になるのか、その2点だけ教えてください。

○子育て支援課長　まず、後のほうの質問からお答えさせていただきますと、幼稚園についての受け入れについては、3歳児、4歳児、5歳児の3学年で受け入れをされておまして、満3歳、保育園でいうと2歳児なんですけど、3歳の誕生日を迎えられれば受け入れが可能ということで、対象児としては、幼稚園の受け入れの対象年次としては、そうう運営をされておまして、新制度に移行されても対象年齢については変更はないということでございます。

新制度に移行するメリットということでございますが、実際には経営方針だとか、先ほどの幼稚園の運営そのものは大きく変更はないということで、何がかわるかということ、運営費の補助主体が市のほうを經由して支給認定を受けていただいて、こちらの施設型給付費として運営をしていただくか、従前のおり私学助成のほうを受けられて運営されるのかということ、経営側が御判断をされて、どちらかで運営されるのかという御判断をされている

と判断しております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長　先ほどの児童扶養手当の支給停止になっている方の人数でございますが、先ほどの790人という平成28年11月現在の受給者数には含まれていないという数字でございます。全部支給者102人が支給停止になっている方ということでございます。

○委員長　内訳はわかりますか。

○子育て支援課長　本人の所得による支給停止者が55名、扶養義務者の所得により支給停止になっている方が47名ということでございます。

○委員長　わかりました。

それでは、質疑も尽きたようでありますので、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時57分　休　憩

午前10時57分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第119号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それで、先ほどの前の議案のときに、児童館の関係で資料を配付していただきましたが、これを議場配付とするかどうかについて御意見を伺いたいんですが。

○健康福祉部長　これはきょう現在、12月1日現在ですので、このメンバーが平成29年4月1日になるとは限らないということは聞いておりますので、その辺だけ誤解がないように。

○委員長　そういうことでありますので、まさに参考ということで議場配付は行わないということにいたします。本日の参考のためにということであり

ます。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 開 議

○委員長 それでは、再開をいたします。

議案に入る前に答弁訂正があるようですので、お願いいたします。

○子育て支援課長 先ほどの御答弁の中で、キッズサポート江南の会員数につきましてはアルバイトを含めず21名と御答弁させていただきましたが、アルバイトを含めて24名ということでございますので、訂正させていただきたいと思っております。

議案第121号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 それでは、議案第121号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○高齢者生きがい課長 議案第121号について御説明申し上げますので、議案書の123ページをお願いいたします。

平成28年議案第121号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては124ページに、歳入歳出補正予算事項別明細書を125ページから127ページに掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源であります歳入予算でございますが、3款、4款、

5 款、7 款の各款におきまして特定財源の調整をさせていただくもので、歳入の総額の増減はございません。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、130ページ、131ページをお願いいたします。

今回の補正予算では、2 款保険給付費におきまして当初予算において不足が見込まれる事業について増額をお願いするものですが、現段階で予算に余裕が見込まれる事業を減額して更正させていただくもので、2 款の保険給付費の総額に増減はございませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、2 款 1 項 1 目介護サービス等諸費の補正予算額は、4,021万5,000円の減額でございます。

内容につきましては、131ページの説明欄をごらんください。

介護保険居宅サービス等給付事業で4,021万5,000円の減額をお願いするものでございます。これは、地域密着型介護サービス給付事業におきまして見込みより利用が少なかったものによるものでございます。

はねていただきまして、132ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス等諸費で、補正予算額は3,832万円の増額でございます。

内容につきましては、133ページの上段の説明欄をごらんください。

介護保険居宅サービス等給付事業で3,832万円の増額をお願いするものでございます。これは、介護予防サービス給付事業におきまして利用件数が見込みより多かったことによるものでございます。

続きまして下段、4 項 1 目高額介護サービス等費で、補正予算額は189万5,000円の増額でございます。

内容につきましては、133ページ下段の説明欄をごらんください。

高額介護サービス費等支給事業で19万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、高額介護予防サービス費支給事業におきまして、高額介護予防サービス費の該当が見込みより多かったことによるものでございます。

はねていただきまして、135ページの説明欄をごらんください。

高額医療合算介護サービス等費支給事業で170万4,000円の増額をお願いす

るものでございます。これは、要介護認定の方が対象の高額医療合算介護サービス費支給事業及びその下の要支援の方が対象の高額医療合算介護予防サービス費支給事業におきまして、ともに該当が見込みより多かったことによるものでございます。

以上で、議案第121号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　単純なことで申しわけないんですけども、131ページの介護保険居宅サービス等給付事業の中の地域密着型介護サービス給付事業、これが4,021万5,000円減額になっているんですけども、あとのサービスは全てふえているということで、高齢化社会になるに当たってだんだんふえてくるのが普通だと思うんですけども、なぜここだけ下がっているのでしょうか。その分析はされているのでしょうか。

○高齢者生きがい課長　この地域密着型介護サービス給付事業にはいろいろなサービスがございまして、地域密着型介護サービスというものは市内の方を対象にした小規模な人数で行うサービスで、その中には地域密着型通所介護といたしましてデイサービス、18人以下でのデイサービスとか、認知症の高齢者の方を対象に10人程度の少人数で行うデイサービス、認知症デイと言われているものとか、少人数で家庭的な雰囲気の中で生活をしながら認知症の緩和を図るための介護ということでグループホームというものがあります。それから、1つの事業所でデイやヘルパー、それからショートステイを組み合わせ利用できる小規模多機能型居宅介護の事業所や29人以下の小規模特養などの給付費があります。その中で、認知症対応型通所介護、さっき言いました認知症のデイと小規模多機能型居宅介護の4月から11月までの8カ月間の実績額が当初の見込みよりも減少しているということで、今後におきましても同程度で推移していくことが予想されるので、今回、減額補正をさせていただくものでございます。

○委員長　具体的に数字を言ってください。何人予定したけど何人少ないか。

○高齢者生きがい課長　予算の段階では、細かい事業では算出というのはし

ておりませんので、介護保険の事業計画の数字で申し上げますと、認知症デイでは、計画では2億6,258万円を見込んでおりましたが、平成28年11月までの実績で申し上げます、と4,219万円程度で約20%行かない利用率ということと、先ほどもう1個言いました小規模多機能型居宅介護では、計画では約1億3,900万円を計画で上げておりますけれども、平成28年11月までの実績では3,060万円ぐらいということで、これも20%ちょっとということで伸びてないよということになっています。

○伊藤委員　この伸びてない理由というのは何か把握してみえるでしょうか。

○高齢者生きがい課長　今2つの事業を申し上げましたが、最初の認知症デイというものは実は市内に4カ所ありまして、認知症の高齢者の方を対象に少人数で行われるデイサービスということで、きめ細かい介護ができるというものでございます。一方で、通常のデイサービスは市内に23事業所ありまして、この事業所でも認知症の対応ができるということや、料金も認知症のデイに比べて安価、安いということがありまして、認知症対応型通所介護、認知症のデイが伸びない要因の一つと考えられております。

もう1つの小規模多機能型居宅介護は、1つの事業所でデイとヘルパーと、ショートステイの3つのサービスを利用者の状態に応じて組み合わせながら在宅生活を支援するというものでございまして、これは市内に2施設あります。このサービスを利用しますと、例えば今までに介護サービスを利用している方にとっては、今まで利用していたケアマネジャーやサービスを利用していた事業所を利用することができなくなるということで、今までサービスを利用していた方にとっては使いにくいという面も言われておりますので、このことも伸びていかない要因の一つではないかと考えております。

○委員長　ほかにありませんか。よろしいですか。

○高齢者生きがい課長　先ほどデイサービス、市内に23事業所というふうにお伝えしましたが、12月1日現在、1つふえまして、24事業所になっております。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時22分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第121号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託をされました案件は全て終了いたしました。

委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

行政視察報告書について

○委員長 続きまして、行政視察報告書についてを議題といたします。

皆さんの手元に事前に届いているかと思いますが、よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

午前11時24分 開 議

○委員長 それでは、再開をいたします。

去る10月24日から26日までに、山口県周南市、兵庫県伊丹市及び加古川市を行政視察していただきました。その報告書について取りまとめをさせていただきました。あと、皆さんの御意見やら、あるいはこの部分は訂正したほうが良いというようなところがありましたら、お願いをしたいと思います。

順番に行きまして、周南市のコミュニティ・スクール推進事業についてはどうでしたでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　よろしいですか。江南市がもう既に、このコミュニティ・スクールを導入していくということですので、その点を踏まえながらの視察でしたので、そういう意味では非常に参考になったと思います。

続きまして、兵庫県の伊丹市、健康づくり大作戦ということでありましたが、実際には現地視察も行いました。一般質問でも、これをもとにして取り上げていただきましたけれども。

[発言する者あり]

○委員長　よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長　続きまして、兵庫県加古川市、体育館の施設管理についてということで、PFIの施設を見たということで、今、江南市が予定しているものと若干違ったところがあったんですけども、それでも施設そのものについて、あるいは施設管理についていろいろ参考になる部分もあったかと思いますが、施設の内容についても含めてどうでしたでしょうか。

PFIと市の体育課というのか、それとの連携がどうなのかなというのがちょっと気になりましたけどね。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長　それでは、若干、委員長・副委員長でこれにあと意見をつけ加えまして報告書を提出していきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、これで本日の委員会の議題は全て終了をいたしました。

皆さんには精力的に御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時28分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 森 ケイ子